

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時10分)

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、3番、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、5番、星野一郎君、6番、内海優司君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、冨澤剛君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について。

榛東村長から令和6年3月25日付で、別紙の農用地利用集積計画の決定依頼があったので、農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により決定を求めるものです。

令和6年4月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、細谷課長補佐から説明いたします。

議長 それでは、細谷課長補佐の説明を求めます。

細谷君。

細谷課長補佐 細谷です。よろしくお願いいたします。

昨年から引き続き、農政担当ということでやらさせていただきます。先ほども話がありましたが、今年はちょっと地域計画というのがありますので、ぜひまた皆様のご協力をいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。それでは、座らせていただきます。

お手元の資料、2ページをご覧ください。

今月の農地利用集積計画は、新規案件が1件となっております。

利用権を設定する貸手は広馬場の方、使用貸借の設定で、農地の所在は広馬場字上サ2589の1番、現況地目は、畑となっているのですが、こちら、ブドウで使う予定なので、樹園地となります。面積は合計で888平米となっております。借手は伊勢崎市の方、利用目的は、樹園地となります。貸借期間につきましては、令和6年5月1日から5年間で、令和11年4月30日までとなっております。賃借料は1万円、現金払いとなります。

3ページをご覧ください。

こちらが利用集積計画書となっております。

一番下の段、3番ですけれども、こちら、借手が、年齢が53歳、従事日数は年300日、主に作るものにつきましてはブドウになります。農業従事者が1人ということです。

すみません。抜けてしまいました。雇用労働者ということで、5人予定されているそうです。雇用労働力が5人になります。

一番最後、農機具なんですけれども、軽トラック、トラクター、スピードスプレーヤー、乗用モア、ウッドチップパー、運搬車と、このような農機具を持っている方になります。

説明については以上になります。

議 長 議案第1号について事務局長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定とすることとします。

ここで、細谷課長補佐の退席を認めます。

(細谷課長補佐退席)

◎議案第2号

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長、どうぞ。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書4ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字長岡字布海戸249番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は2,264平米。権利種別は3条有償移転で、内容は売買となります。譲渡人は長岡の方、経営面積は自作地70.2アール、貸付地51.3アール、申請事由は相続で申請地を譲受けしたが、管理ができず困っていたところ、譲受人から申出があり、応じることにしたとのこと。譲受人は長岡の方です。経営面積は借受地27.9アール、申請事由は多角的に営農しているが、経営拡大のため申請地を譲受けし、梅の栽培をしていきたいとのこと。受入れ世帯の稼働人員は8人中3人です。

議案書5ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農地推進委員、岩田君。

岩田委員 地元の委員として、ちょっと補足させていただきます。

ほとんど事務局からのご説明でいいんですが、この関係、本家、分家の関係でありまして、本家のほうで農業従事者がいなくなってきたということで、分家のほうに梅林を譲り渡すというような形になりますので、特に大きな問題はございません。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

12番農業委員、職務代理の小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

この案件にちょっと、現地見に行っていないので、ちょっと確認なんですけども、現状、理由でも書いてあるとおり、農地に梅が植わっておるというような状況ではあるんですけども、以前から作付というか、手入れがされてないということで、耕作放棄地に近い状況であるということで、草もすごいし、梅の枝もすごいというような中で、この今回引き受ける人が梅の知識があって、剪定等ができるんかどうか、その辺も含めてちょっと確認をしたいんですけども、相当梅の手入れをしないと、梅の木もぼうぼうになっているという状況で現状ありますので、できればその辺の確認をお願いしたいと思います。

議長 では、推進委員、岩田悦夫君。

岩田委員 特に、梅については特に知識を持っていらっしゃる方ではない、まだ20代の方ですので。ただ、ご自宅が養鶏業をされている、大きく手広くやられている方の次男ということで、農業に対する知識は十分持たれているのかなと思います。

議長 事務局長。

事務局長 事務局といたしましても、3月27日、現地調査を行い、周辺農地の利用状況等を確認しておりますので、その辺は計画しております。

議長 ほかに意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可といたします。次に、議案第2号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号2について説明申し上げます。

議案書4ページ、現地確認調書4ページからとなります。

議案第2号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字新井字十二沢2115番4、地目は登記簿、現況ともに畑。面積213平米。権利種別は3条無償移転で内容は贈与。譲渡人は新井の方。経営面積は自作地59.3アール。申請事由は譲受人から申出があり、申請地を譲り渡しすることとしたとのことです。譲受人は新井の方です。経営面積は自作地71.3アール。申請事由は申請地は自宅南側に隣接しており、譲受けして野菜作りを行いたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は4人中3人です。

議案書6ページをご覧ください。

議案第2号、番号2に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上、議案第2号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か、ご意見はございませんか。

地元委員、何か。

推進委員、4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 農地法第3条、2号議案ですけれども、現地はそれぞれの所有者と、隣接している土地で管理も行き届いてはいますけれども、便宜上、利便を図るために、申請

者と譲受人の話し合いが、ほかの農地に影響等もありませんので、問題ないかと思ひます。

以上です。

議 長 ただいま、地元委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号2について原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号、番号2は原案のとおり許可といたします。

次に、議案第2号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号3について説明申し上げます。

議案書4ページ、現地確認調書は6ページからとなります。

議案第2号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字新井字十二沢2116番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積250平米。権利種別は3条無償移転、内容は贈与。譲渡人は新井の方、経営面積は自作地75.8アール、貸付地54アール。申請事由は譲受人から申出があり、申請地を譲渡することとしたとのこと。譲受人は新井の方です。経営面積は自作地59.3アール、申請事由は申請地は自宅南側に隣接しており、譲受けして野菜作りを行いたいとのこと。受入れ世帯の稼働人員は4人中2人です。

議案書7ページをご覧ください。

議案第2号、番号3に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号3の説明を終わります。

議 長 議案第2号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 推進委員、10区の羽鳥です。引き続き説明させていただきます。

先ほど、議案第2号、第2番と関連しております。この3番の議案は先ほどの譲渡人、譲受人と隣接した敷地で、それぞれおのおの敷地の隣接したところが、名義が違ふということで、譲渡人と譲受人の利害が一致して、話し合いにより譲渡となりました。

先ほどの物件と同じように、近隣の農地への影響もありませんし、管理もされてい

るので、許可相当と思われます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号3について原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号3は原案のとおり許可といたします。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書8ページ、現地確認調書は9ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字山子田字北谷地1480番。地目は登記簿、現況ともに田。面積383平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は山子田の方。譲受人は山子田の方です。転用目的は露天駐車場用用地。施設等はありません。転用理由、譲受人は、申請地の50メートル北側で歯科医院を営んでいるが、駐車場が不足して不便しているため、申請地を購入し、露天駐車場として使用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、既に農振除外済みと、農地区分は1種農地です。

以上、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員2番、牧口君。

牧口委員 推進委員2番、牧口でございます。

ただいま事務局長より説明がありましたとおりでございますが、地元委員として申し述べさせていただきます。

現地確認調書の9ページ、10ページ、11ページでございまして、申請場所は県道高

崎安中渋川線の山子田北という信号を北へ約80メートルぐらいいったところにあります。周囲の状況は、東側と北側は道路に面しており、南側が宅地、そして、西側が農地というふうに面しております、という状況でございますが、雨水等の排出に関しましては、土地の利用計画図にありますとおり、側溝で処理するものと思われま。自然排出と側溝で処理するものと思われま。また、隣接する農地に対しましては、農地のほうが、約50センチぐらい高く、土手状になっているため、こちらから雨水の流れ込むというようなことは影響はないと思われま。

以上の点から問題はありませんので許可相当と思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書8ページ、現地確認調書は12ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字山子田字中野1992番54。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は98平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は山子田の方。譲受人は前橋市元総社町の方です。転用目的はのり面保護造成用地。施設等はありません。転用理由、譲受人は北側隣接地を利用するに当たり、斜面である申請地を安全に維持管理するため購入して造成工事を行いたいとのことです。譲渡人は譲受人の申出に応じて、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員の高橋です。

議案第3号、番号3の説明については、事務局長の説明のとおりです。地元委員としまして、若干補足的な説明をさせていただきます。

現地は、しんとう総合グラウンドの西150メートルぐらいの西側に行って、水出貯水池の北側に位置しております。現地を今日、ご覧いただいた方はよくお分かりだと思いますが、こののり面というのが、高さが五、六メートルの高さで、かなり急勾配です。実際、ちょっと、雨が大雨になるとそれこそ、大変なことになってしまうようなのり面の斜面になっております。

したがって、こちらに関しては農用外の申請ということでありまして、当然、保護するに当たって、こちらのほうに関しては、十分適正と思われまして、皆様のご審議のほうをよろしくお願いいたします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号2は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書8ページ、現地確認調書は16ページからとなります。

議案第3号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字新井字桃泉3563番7。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は452平米。権利は使用貸借。貸付人は新井の方。借受人は新井の方です。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅128.14平米。転用理由、借受人は現在、村内でアパート暮らしをしているが、将来的なことを考え、自己住宅の建築を計画していたところ貸付人の了解を得られたため、申請地に住宅を建築したいとのことです。貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。

以上で、議案第3号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はありませんか。

推進委員5番、立見清彦君。

立見委員 推進委員、5番の立見です。

ただいま事務局より説明がありました3番の申請について、地元委員として説明させていただきます。

場所につきましては、桃泉のメイン道路を上っていただきまして、三差路になります。その三差路から、南西に100メートルないぐらいのところとなっております。

権利の種別なんですけど、使用貸借で関係につきましては、所有者と所有者の孫といた関係になります。申請地は一般住宅用地です。申請理由には、現在アパート暮らししてありますが、30歳になり、そろそろ自分の持家が持ちたいということであります。

なお、付近の状況を申し上げますと、東側は村道に接しており、北側、西側、南側と、所有者が所有しておりますので、周りの農地には影響ないと思われまます。排水は東側の道路側溝に放流を計画しております。

私としては、問題ありませんので許可相当と思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はございませんか。

12番、農業委員、推進委員、小山伸一君。

小山委員 ちょっと、12番、農業委員の小山でございませんか。

ちょっと1件確認したいんですけども、今回の申請地、1種農地というようなことなんですけども、現地調書の17ページ、ちょっと見てみると、今回申請をする用地の北側も畑、西側、南側も畑ということで、飛び地になっているんですけども、この辺は多分、集落接続等での許可でいいんじゃないかというようなことなんですけども、北側もこれ、実際、現地行くと建物が建っているんですけども、この公図だと畑というようなことなんで、もし畑だというようなことになると、飛び地になるんで、その辺の確認をちょっとしていただければと思ひませんか。

以上です。

議長 事務局長。

事務局長 こちらのほう、確認をします。

農業施設ですよね、現地。要は、畑なんですけども、農業施設の隣りに家を建てるということですよ。

小山委員 何の施設が分からないけど。2階建ての家が建っていたんで。

農業施設。

議長 推進委員の5番。

立見委員 所有者のうちに、うちが、3663の6にありまして、その西側にせがれのうち、
今度、孫のうちにここに建てるということで、あとの周りは農業施設ですね。農業。

議長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求め
ます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号3は原案のとおり許可相当といたしま
す。

以上、議案第3号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号4について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号4について説明申し上げます。

議案書9ページ、現地確認調書は19ページからとなります。

議案第3号、番号4、図面番号4。農地の所在は大字広馬場字中ノ前1655番2。地
目は登記簿、現況ともに畑。面積は571平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は広馬
場の方。譲受人は高崎市田町の方です。転用目的は建売分譲住宅用地2区画となっ
ております。施設等は建売住宅98.53平米を2棟。転用理由、譲受人は高崎市で不動産
業を営んでいるが、申請地は通勤、通学や、買物の便がよく、住宅地として最適であ
ることから、購入し、建売分譲住宅として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人
の申出を受け、申請地を譲渡するということです。備考ですが、農振除外済み。農地
区分は2種農地。

以上で、議案第3号、番号4の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員9番、村上誠一君。

村上委員 9番、農業委員、村上です。

ただいま、事務局長より説明がありました議案第3号、番号4について事務局長の
説明のとおりですが、補足説明をさせていただきます。

場所といたしましては、安中渋川線のセブンイレブンの広馬場店の脇を西に80メートルぐらい上がっていただきまして、十字路を左折の左側という場所になっております。

西側、南側は宅地で、北側、西側のちょっとかかったところは、畑ということになっているんですけども、その畑に面した部分は擁壁を打ちまして、雨水が自然浄化で、生活雑排水は合併浄化槽によって側溝に排出するということになっておりますので、地元委員といたしましては、周りの農地に影響が出ることはないと思われまして、許可相当と思われまして、審議のほう、よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員から許可相当と説明がありましたが、ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号4について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号4は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号4は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号5について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号5について説明申し上げます。

議案書9ページ、現地確認調書は22ページからとなります。

議案第3号、番号5、図面番号5。農地の所在は大字広馬場字井戸尻2126番2。地目は登記簿、現況ともに田。面積は447平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は高崎市中泉町の方です。譲受人は渋川市金井の方です。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅103.51平米。転用理由、譲受人は渋川市でアパート生活をしているが、手狭となり、自己住宅を建築する土地を探していたところ、条件のいい申請地を気に入ったため購入し住宅を建てたいとのこと。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するという事です。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。

以上で、議案第3号、番号5の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員9番、村上誠一君。

村上委員 9番、農業委員、村上です。

議案第3号、番号5について、先ほど事務局長が説明したとおりなんですけども、地元委員として補足説明をさせていただきます。

場所といたしましては、広馬場の信号を西に500メートルぐらい上がってもらって、十八区のコミセンがあるんですけども、そこを通過して100メートルぐらい行ったところの左側を左折しまして突き当たり、これは1月、2月に議案としてありましたところの続きでございます。

北側と南側が田んぼとなっているんですけども、ここが擁壁を打ちまして、田んぼのほうに水が行くようなことはないと思われま。生活雑排水は下水に行くようになっておりますので、周りの土地に影響を及ぼすことはないと思われまので、地元委員としては許可相当と思われま。

審議のほう、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号5について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員多数。よって、議案第3号、番号5は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号5は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号6について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号6について説明申し上げます。

議案書9ページ、現地確認調書は25ページからとなります。

議案第3号、番号6、図面番号6。農地の所在は大字広馬場字井戸尻2157番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は434平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人は高崎市井野町の方。転用目的は一般住宅用地。施設等一般住宅80.74平米。転用理由、譲受人は現在高崎市に居住しているが、家の老朽化と敷地が狭く、車の出入りも困難なため、申請地に住居を建てて転居したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するということです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第3号、番号6の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号6について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員9番、村上誠一君。

村上委員 9番、農業委員、村上です。議案第3号、番号6について、事務局長の説明のとおりですが、補足説明をさせていただきます。

場所といたしましては、井戸尻の信号のところのローソンの先の黒髪貯水池の脇、黒髪神社へ行く鳥居の前という感じですかね。ということになります。

畑となっているんですが、現在、ここは桜が植わっている状態で、ずっともう何十年もたっている状態です。

周りに影響が出るような田畑がありませんので、ここは地元委員としては許可相当と思われま

す。

審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号6について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号6は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号6は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号7について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号7について説明申し上げます。

議案書10ページ、現地確認調書は28ページからとなります。

議案第3号、番号7、図面番号7。農地の所在は大字広馬場字宿4088番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は345平米。権利は所有権移転売買。譲渡人は高崎市箕郷町の方。譲受人は高崎市田町の方です。転用目的は建売分譲住宅用地。施設等は建売住宅98.53平米。転用理由、譲受人は、高崎市で不動産業を営んでいるが、申請地は通勤、通学や買物の便が良く、住宅地として最適であるところから、購入し、建売分譲住宅として利用したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡す

るということです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。

以上で、議案第3号、番号7の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号7について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員7番、大山清巳君。

大山委員 推進委員、7番、大山です。

地元委員として補足説明させていただきます。

場所ではありますが、現地確認調書28ページからご覧いただきたいと思います。周辺の状況ではありますが、南側道路、東側、西側ともに、畑となっております。北側が住宅となっております。

多少、東側、北側、段差がありまして、既に、石積み、そして、擁壁がしてあります。雨水については、自然浸透、そして、雑排水については、南側道路への予定となっております。

ほかの隣接する農地の影響についてはないと思いますので、許可相当かと思えます。

ご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号7について、原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号7は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号7は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

開始を11時10分からとします。休憩に入ります。

(休憩 午前11時00分)

(再開 午前11時10分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時18分)

